

安全保障理事会決議 1853 (2008)

2008年12月19日、安全保障理事会第6050回会合にて採択

安全保障理事会は

ソマリアの情勢に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長声明を、とりわけソマリアに対する武器および軍事物資のあらゆる引渡の禁止（以後、「武器禁輸」とする）を確立した1992年1月23日の決議733(1992)、2003年12月16日の決議1519(2003)、2004年8月17日の決議1558(2004)、2005年3月15日の決議1587(2005)、2005年10月14日の決議1630(2005)、2006年5月10日の決議1676(2006)、2006年11月29日の決議1724(2006)、2007年2月20日の決議1744(2007)、2007年7月23日の決議1766(2007)、2007年8月20日の決議1772(2007)、2008年2月20日の決議1801(2008)、2008年4月29日の決議1811(2008)および2008年11月20日の決議1844(2008)を再確認し、

決議1744(2007)および1772(2007)に設定されたように、ソマリアに対する武器禁輸は、(a)アフリカ連合ソマリアミッション(AMISOM)による支援又は使用のためにのみ意図される武器および軍用装備、技術的訓練および援助、並びに(b)その決議において設定された政治プロセスと一致したかつ、事案毎のそのような供給又は援助の事前通知を受けてから5作業日以内に決議751(1992)に従って設立された委員会（以後「委員会」とする）の否定的決定がない場合の、治安部門制度の発展を援助する目的のみを意図した国家による軍需品および技術援助には適用されないことを想起し、

ソマリアの主権、領土保全、政治的独立および統一の重要性を再確認し、

ジブチ和平協定および直後に続く対話プロセスがソマリアにおける紛争の解決のための最も実行可能な基礎を表していることを再確認し、暫定連邦憲章(TFC)を基礎としたソマリアにおける事態の包括的かつ永続的解決に対する安保理の公約をくり返し表明し

全てのソマリアの指導者に対し、政治対話を続けるための具体的な措置を講じる緊急の必要性をくり返し表明し、

事務総長特別代表のアハメドゥ・ウルド＝アブダラ氏の活動を賞賛し、彼の取り組みに対し強い支持を再確認し、

決議1811(2008)の第3項(i)に従って提出された2008年12月10日付けの監視グループの報告書(S/2008/79)およびそれに含まれる所見と勧告に留意し、

ソマリアの平和および安定に対する重大な脅威として武器禁輸に違反しているソマリアに対するまたそこを通しての武器と弾薬の流れを非難し、

あらゆる国家、とりわけ同地域の国家が、武器禁輸に違反するいかなる行動もとらず、違反に責任がある者に対しあらゆる必要な措置を講じるべきであるとする安保理の主張をくり返し表明し、

違反を持続的かつ慎重な調査を通してソマリアにおける武器禁輸の監視を強化する重要性をくり返し表明しかつ強調し、武器禁輸の厳格な執行がソマリアにおける全体の治安状況を改善することを念頭に置き、

ソマリアにおける事態は、同地域における国際の平和と安全に対する脅威であると決定し、

国際連合憲章第7章のもとで行動して

1. 決議733(1992)および決議1844(2008)で課せられた措置を完全に遵守することがあらゆる国の義務であることを強調する。

2. 決議 733 (1992) および決議 1844 (2008) で課せられた措置の履行を改善しかつ遵守するための特別な行動を審議する安保理の意図をくり返し表明する。
3. 決議 1558 (2004) の第3項に言及されている監視グループの職務権限を延長することを決定し、事務総長に対し、決議 1811 (2008) に従って設立された監視グループのメンバーの専門性を、必要に応じて、用いて、また、拡大された職務権限を履行するために委員会と協議の上、5人目の専門家を追加して、監視グループを12か月間再構築するために必要な行政的措置を迅速に講じることを要請する。拡大された職務権限は次の通りである。
 - (a) 決議 1587 (2005) の第3項(a)から(c)に示された任務を継続すること；
 - (b) 決議 1844 (2008) の第23項(a)から(c)に示された追加任務を実行すること；
 - (c) 関連する国際機関と協調して、武器禁輸違反を犯して収入を得る、金融、海事およびその他の部門を含むあらゆる活動を調査することを継続すること；
 - (d) 武器禁輸違反に関連して用いられている輸送手段、経路、港湾、空港およびその他の施設を調査することを継続すること；
 - (e) 安保理の将来の可能な措置のため、決議 733 (1992) および決議 1844 (2008) の第8項 (a) から(c)に従って加盟国により履行された措置に違反した、ソマリア内外を問わない、個人および団体並びにその活動の支持者の一覧案についての情報の更新を継続すること、および委員会が適切とみなした時に委員会にそのような情報を提出すること；
 - (f) 2002年7月22日の決議 1425 (2002) および2003年4月8日の決議 1474 (2003) に従って任命された専門家パネルの従前の報告書 (S/2003/223 および S/2003/1035)、および2003年12月16日の決議 1519 (2003)、2004年8月17日の1558 (2004)、2005年3月15日の1587 (2008)、2005年10月14日の1630 (2005)、2006年5月10日の1676 (2006)、2006年11月29日の1724 (2006)、2007年7月23日の1766 (2007) および2008年4月29日の1811 (2008) に従って任命された監視グループの従前の報告書(S/2004/604、S/2005/153、S/2005/625、S/2006/229、S/2006/913、S/2007/436、S/2008/274 および S/2008/769)に基づいた検討を基礎とした勧告を継続すること；
 - (g) 武器禁輸および決議 1844 (2008) の第1項、第3項および第7項において課せられた措置の包括的な遵守を改善するための追加的措置の特別勧告について委員会と緊密に活動すること；
 - (h) 武器禁輸および決議 1844 (2008) の第1項、第3項および第7項において課せられた措置の履行を高めるため、地域諸国の能力を強化できる地域を特定することを支援すること；
 - (i) 設置後6か月以内に中間報告を、委員会を通じて、安保理に提供し、月に一度委員会に進捗報告書を提出すること；
 - (j) 安全保障理事会の審議のため、委員会を通じて、監視グループの職務権限の終了の15日前よりも前に、上述のあらゆる任務を扱う最終報告書を提出すること；
4. 事務総長に対し、監視グループの活動を支援するための必要な財政的措置を講じることを更に要請する。
5. 決議 1519 (2003) の第4、第5、第7、第8および第10項を再確認する。
6. 委員会に対し、その職務権限に従いおよび監視グループその他の関連する国際連合機関と協議して、2006年4月5日付、2006年10月16日付、2007年7月17日付、2008年4月24日付および2008年12月10日付の監視グループ報告書における勧告を検討すること、および、継続する違反に対応して、武器禁輸および決議 1844 (2008) の第1、第3および第7項で課せられた措置の履行並びに遵

守を改善する方法を安保理に勧告することを要請する。

7. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。